## 精華町コミュニティーホール管理規則

平成 4 年 7 月 1 日 規 則 第 8 号

(目的)

第1条 この規則は、精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例(平成18年条例第2号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、 精華町コミュニティーホール(以下「コミュニティーホール」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

- 第2条 コミュニティーホールを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、精華町コミュニティーホール利用許可申請書(別記様式第1号)及び当該利用に係る料金を添えて条例第3条の規定によりコミュニティーホールの管理の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、利用しようとする日の6か月前から5日前までの間に行わ なければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、 この限りでない。
- 3 申請者は、当該利用日の6か月前から5日前までの間に、コミュニティーホールの利用状況について照会し、又は仮予約を行うことができる。ただし、指定管理者は管理運営上必要があると認めるときは、仮予約を取り消すことができる。この場合において、申請者が損害を受けても指定管理者はその責を負わない。
- 4 前項の場合において、2以上の仮予約が同時に行われたときは、第3条第2項の規定を準用する。

(利用の許可)

- 第3条 指定管理者は、コミュニティーホールの利用を許可したときは、精華 町コミュニティーホール利用許可書兼領収書(別記様式第2号)を申請者に 交付するものとする。
- 2 前項の場合において、コミュニティーホールの利用許可は、申請の順序により行うものとし、2以上の申請が同時に行われたときは、協議又は抽選により平等性を担保し決定するものとする。ただし、指定管理者が特に認める

ときは、この限りでない。

(利用許可の変更)

- 第4条 コミュニティーホールの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可事項の変更を受けたい場合は、あらかじめ精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書(別記様式第3号)に前条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、コミュニティーホールの利用の変更を許可しようとする場合において、利用料に過不足を生じるときはその精算を行うとともに、精華町コミュニティーホール利用変更許可書(別記様式第4号)を利用者に交付するものとする。

(遵守事項等)

- 第5条 コミュニティーホールにおいて、次の各号に掲げる行為をしてはなら ない。
- (1)他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる行為をし、又はこれらの恐れがある物品若しくは動物の類を携帯すること
- (2)許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること
- (3)許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること
- (4)所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること
- (5)前各号に定めるもののほか、コミュニティーホールの管理に支障がある 行為をすること
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対しては、入場を拒否し、退場を命じ、又はその他必要な措置をとることができる。
- 3 前2項のほか、指定管理者は、コミュニティーホールの利用にかかる遵守 事項を定め、利用者に対して適宜指示することができる。

(汚損、破損等の届出)

第6条 利用者は、施設及び器具等を汚損、破損又は滅失したときは、直ちに 指定管理者にその旨を届け出なければならない。

(利用後の点検、報告)

第7条 利用者は、その利用が終わったときは、直ちに利用した設備等を原状 に回復し、係員の点検を受けるとともに、精華町コミュニティーホール利用 報告書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の減免)

第8条 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定

める利用料を減免する。

- (1)町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業 全額免除
- (2)区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業 全額免除
- (3)町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会 等が共催又は後援する場合の事業 全額免除
- (4)町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (5)町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業 5割減額
- (6)第4号に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業 5割減額
- (7) その他指定管理者が特に認める事業 町長が定める額
- 2 前項の利用料の減額又は免除を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール利用料減免申請書(別記様式第6号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料の返還)

- 第9条 指定管理者は、次の各号に定める事項に該当する場合、当該各号に定める利用料を返還する。
  - (1)利用者の責めによらない事由により利用ができなくなったとき 全額
  - (2)利用前に利用許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認 めたとき 全額
  - (3)利用中に第1号に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき 事由が発生した時以後の利用料相当額
  - 2 利用料の返還を受けようとする者は、精華町コミュニティーホール使用 料返還申請書(別記様式第7号)を指定管理者に提出しなければならない。 (委任)
- 第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項 は、指定管理者が町長の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に精華町コミュニティーホールの設置及び管理に関する条例(平成18年条例第2号)附則第2項の規定により現に管理を委託しているときは、平成18年9月1日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の前日)までの間は、なお、従前の例による。

精華町コミュニティーホール利用許可申請書								
指定管理者	樣	住所		年 月 日				
	(申	ョ請者)名称						
		氏名		ЕП				
		電話番号	( -	- )				
次のとおり、精	次のとおり、精華町コミュニティーホールの利用許可の申請をします。							
利用の目的								
利用の日時	午前・午	年 月 ·後 時 分		翟日) 後 時 分				
利用予定人員	人							
利用責任者氏名								
	基本利用料	円	利 用 時 間	(平日・土日祝) 時間				
利用料	加算額	円	加算額適用区分	• 町外 • 営利 • 機器使用				
	小 計	円	全時間割引適用後	円				
[ L 1 )	冷暖房費	円	使 用 時 間	時間				
	合 計	円						
備考	<ul> <li>この「利用許可申請」は原則として、利用しようとする日の6か月前から5日前までの間に行ってください。</li> <li>管理上支障があると認められるなどの場合には、利用を許可しないことがあります。</li> <li>利用料の減免規定に該当し、減免の適用を受けようとする場合は、同時に「利用料減免申請書」(様式第6号)を提出してください。</li> </ul>							

## 別記様式第2号(第3条関係)

精華町コミュニティーホール利用許可書兼領収書						
		年	月	日		
	住所					
	(申請者)名称					
	氏名		梼	É		
	電話番号 (		)			
利用の目的						
利用の日時	年 月 日( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後	時	分			
利用予定人員	人					
利用責任者氏名						
利用許可条件	<ul><li>利用許可の内容は、許可なく変更できません。</li><li>その他、利用上の関係規定を遵守してください。</li></ul>					
	利用料金	有·	• 無			
利 用 料	冷暖房費 伊 伊 用 時 間		ŀ	時間		
	合 計 円					
備考	<ul><li>上記のとおり、精華町コミュニティーホールのす。</li><li>上記金額を正に領収しました。</li></ul>	利用を	产許可	しま		
		3	指定管	理者		

精華町コミュニティーホール利用変更許可申請書 年 月 日					
指定管理者	様			+	д п
		住所			
	( E	申請者)名称			
		氏名			ED
		電話番号	<del>1</del> ( -		`
			•		,
次のとおり、精	華町コミュニテ 「	ィーホールの利	別用変更許可の呼	申請をしま	す。
変更後の利用の目的					
変更後の利用の日時	午前・午後	年 月 後 時 分	日( 曜 ~ 午前・午	曜日) 後 時	分
利用予定人員			人(あらた	ためて記入	ください)
利用責任者氏名			(あらた	ためて記入	ください)
	基本利用料	円	利 用 時 間	(平日・	· 土日祝) 時間
	加算額	円	加算額適用区分	<ul><li>町夕</li><li>営利</li><li>機器</li></ul>	
利用料の精算 (記入しないでく	小 計	円	全時間割引適用後		円
ださい)	冷暖房費	円	使 用 時 間		時間
	変更後合計	円	既納額		円
	過不足額	円			
備考	じた場合、す ・ 利用日時の数 ・ 管理上支障が いことがあり	変更許可申請」に けぐに行ってくだ 変更の場合は、事 があると認められ )ます。 こは、すでに受け	さい。 前に連絡してくだ いるなどの場合に	ださい。 こは、変更を	を許可しな

## 別記様式第4号(第4条第2項関係)

	精華町コミュニティーホール利用変更許可書 年	月日
	住所	
	(申請者)名称	
	氏名	様
	電話番号 (	)
変更後の利用の目的		
変更後の利用の日時	年 月 日( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時	分
利用予定人員	<b>A</b>	
利用責任者氏名		
利用変更許可条件	<ul><li>許可内容は、許可なく変更できません。</li><li>その他、利用上の関係規定を遵守してください。</li></ul>	
利用料金の精算 (記入しないで ください)	変更後合計	円
	過不足額	
備考	<ul><li>・ 上記のとおり、精華町コミュニティーホールの利用変勢ます。</li><li>・ 上記の過不足額について、正に精算を完了しました。</li></ul>	更を許可し おおおり おおり おおり おおり おおり はんしん おおり おおり おおり はんしん おおり はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし

## 別記様式第5号(第7条関係)

精華町コミュニティーホール利用報告書						
指定管理者	年 様 住所	月 日				
	(申請者)名称					
	氏名	ED				
	電話番号 (	)				
次のとおり、精調	華町コミュニティーホールの利用を報告します。					
利用の目的						
利用の日時	年 月 日( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後	時 分				
利用予定人員	人					
利用責任者氏名						
利用点検項目 (異常などがな ければ、項目の にレ(チェック) を入れてくださ い)	(1) 使った設備などは、元に戻しましたか。 (2) 設備などが、汚れたり、壊れたりしていませんが。 (3) ごみや吸殻などは、所定の場所に捨てましたか。 (4) 床などの掃除をしましたか。 (5) 照明や冷暖房のスイッチを切りましたか。 (6) 窓などの戸締りはしましたか。 (7) 倉庫や便所なども確認しましたか。 (8) 係員の点検を受けましたか。	. •				
備考						

精華町コミュニティーホール利用料減免申請書						
指定管理者	様	住所 計者)名称		年	月	日
	(甲醇	氏名			E[	7
		電話番号(			<b>ι</b> .	J
次のとおり、精	華町コミュニティ・		 D減免を申請します	- °	)	
利用の目的						
利用の日時	午前・午後	年 月 · 時 分 ·	日(曜日) ~ 午前・午後	時	分	
減け由 の適用を るのと は り り り り り り り り り り り り り り り り り り	<ul> <li>(1) 町又は町の執行機関たる委員会等が行う事業</li> <li>(2) 区又は自治会がその本来の目的達成のために行う事業</li> <li>(3) 町外機関や団体が行う事業で、町又は町の執行機関たる委員会等が共催又は後援する場合の事業</li> <li>(4) 町内の社会教育関係団体又は社会福祉団体がその本来の目的達成のために行う事業</li> <li>(5) 町以外の官公署がその主たる目的のために行う事業</li> <li>(6) (4)に掲げる団体が加入する町外の団体がその本来の目的達成のために行う事業</li> <li>(7) その他指定管理者が特に認める事業</li> </ul>					
備考	適用の可否	可・否	本来の利用料			円
	減免の区分	免除・減額	減免額			円
	減免割合	(割)	減免後利用料			円

精華町コミュニティーホール利用料返還申請書						
指定管理者	様 (申	住所 請者)名称		年	月	B
	( )	氏名 電話番号	(	-	)	ED
次のとおり、精動	<b>革町コミュニティー</b>	-ホール利用料の	返還を申請します。			
利用の目的						
利用の日時	年 午前・ <del>'</del>		日(曜日) 分~午前・午後	复	時	分
返還を受けようとする理由 (該当項目のにレ(チェック)を入れてください) (1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき (2) 利用前に利用許可の取消しを申し出て指定管理者が適当と認めたとき (3) 利用中に(1)に該当する事由が発生したことにより利用ができなくなったとき						
処理欄 (記入しないで ください)	返還の可否	可・否	既納利用料			円
	返還の区分	全額・一部	一部の控除額			円
	一部の割合	(H/H)	差引返還額			円
備考	可書」を必ず	゛添付してください	た「利用許可書」ま N。 ありますので、ご了 <u>?</u>			变更許